

(意見書案第32号)

農業生産資材等（燃油・肥料等）の価格高騰対策に関する意見書

去る2008年6月7日～8日に青森県で開催されたG8エネルギー大臣会合及び5カ国エネルギー大臣会合において、「最近の石油価格の上昇は、138ドルを超えるものであり、石油市場の歴史上、最も急速かつ大幅なものである。現在の原油価格水準は異常であり、消費国・産油国双方の利益に反する」との声明が出されているなど、原油価格の高騰は異常な事態である。

この原因は、産油国の生産抑制や新興国における需要の急増、原油市場への投機マネーの流入等によるものと考えられ、今後、この原油価格の高どまりは恒常化する方向にあるものと考えられる。

また、肥料についても、バイオエタノールの増産や開発途上国の人口増加による食料需要の増大に対応して各国が穀物の増産にシフトしていることから世界的に肥料需要が急増する一方、これに拍車をかけるように、尿素やリン安などの肥料原料産出国が輸出関税を課すなど事実上輸出を禁じる措置を講じているため、肥料価格も急激に高騰している。

さらに、トウモロコシの国際価格も、食料と同様、穀物需要の増大から高騰しており、これを原料とする配合飼料価格も高騰している。

このように、主要な農業生産資材の価格が高騰しており、今後もこの傾向は続くものと見られ、このままでは、本道の農業経営に与える影響は大きなものになると見込まれる。

今後とも、日本の食料供給地域として北海道がその役割を一層発揮するためには、燃油や肥料等農業生産資材の安定的な供給と価格の安定や、生産コスト低減に資する省エネルギー・環境保全型農業を推進することが重要である。

よって、国においては、下記事項について配慮されるよう強く要望する。

記

- 1 燃油や肥料及び配合飼料などの農業生産資材の安定供給の確保と価格の安定を図ること。
- 2 省エネルギー型農業機械の導入促進など、農業者における農業機械や農業施設の省エネルギー化の取り組みを強力に支援すること。
- 3 飼料用トウモロコシなどの自給飼料生産対策を強化すること。
- 4 有機農業など環境保全型農業のさらなる推進に向けた技術開発・普及促進を図ること。
- 5 農業生産資材価格の高騰が農畜産物価格に適正に転嫁されるよう消費者や流通業界等の理解醸成を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣

} 宛